

四日市市告示第 4 9 9 号

四日市市施設園芸省エネ設備導入支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 4 年 8 月 1 7 日

四日市市長 森 智広

四日市市施設園芸省エネ設備導入支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、市内に住所を有する農業者であって、三重県施設園芸省エネ設備導入支援事業実施要領（農林水産部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 249 号）別表 1 (4)。以下「施設園芸支援事業要領」という。）に基づく補助金を受けた農業者に対し、予算の範囲内において上乘せして補助を行うことにより、燃油価格高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を図るために、四日市市補助金等交付規則（昭和 57 年四日市市規則第 11 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、施設園芸支援事業要領において使用する用語の例による。

(補助対象者)

第 3 条 この要綱の補助対象者は、市内に住所を有する農業者であって、施設園芸支援事業要領に基づく交付を受けているものとする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が省エネ計画の実現に向けて行う、省エネルギーに資する設備及び資材の導入に向けた経費とする。ただし、施設園芸支援事業要領に基づく補助金を除く、他の公的な補助金を受けていないものに限る。

2 補助対象経費、補助率及び補助金の上限額は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、施設園芸支援事業要領に基づく交付を受けた補助金に補助率を乗じて得た額（当該額が上限金額を超えるときは上限金額とする。）以内の額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ四日市市施設園芸省エネ設備導入支援事業費補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に必要な書類を添付して市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、必要に応じて調査等を行い、適当と認めたときは交付を決定し、四日市市施設園芸省エネ設備導入支援事業費補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を行う場合において、本要綱の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

3 第1項の規定による交付決定の有効期間は、交付決定の日からその日の属する年度の3月末日までとする。

(計画の変更)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容、経費の配分その他の事項の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに市長に四日市市施設園芸省エネ設備導入支援事業計画変更承認申請書(第3号様式)を提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費全体及び各費目における20パーセント以内の変更をいう。

3 市長は、第1項の規定による計画変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、前条第1項の規定による決定を変更することができる。

(変更決定通知)

第9条 市長は、前条第3項の規定により当該補助金の交付の変更を承認したときは、四日市市施設園芸省エネ設備導入支援事業費補助金変更決定通知書(第4号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに四日市市施設園芸省エネ設備導入支援事業費補助金実績報告書(第5号様式。以下「実績報告書」という。)に必要な書類を添付して、

市長に提出しなければならない。

(額の確定及び交付)

第11条 市長は、実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、四日市市施設園芸省エネ設備導入支援事業費補助金交付額確定通知書（第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、請求書（第7号様式）により、市長に補助金を請求するものとする。

3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。

(2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。

(4) 補助事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。

(5) 施設園芸支援事業要領に基づく補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されたとき。

(6) その他補助金の使用が不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(書類の整備)

第14条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間、保管しておかななければならない。

(財産の処分の制限)

第15条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該財産がその耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数をいう。）を経過した場合

は、この限りでない。

(補助金の評価)

第16条 市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表

補助対象経費	補助上限額	補助率
施設園芸用ヒートポンプ導入に要する経費	1,000 千円	施設園芸支援事業要領に基づく交付を受けた補助金の1/3
多重被覆設備、循環扇、多段式サーモ装置等の導入に要する経費	500 千円	

四日市市長

申請者  
住所  
名称  
代表者

四日市市施設園芸省エネ設備導入支援事業費補助金交付申請書

四日市市施設園芸省エネ設備導入支援事業費補助金を実施したいので、四日市市施設園芸省エネ設備導入支援事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 補助金交付申請額                      金                      円
  
2. 添付書類
  - (1) 三重県施設園芸省エネ設備導入支援事業実施要領に基づく補助事業の実施状況が確認できる書類
  
  - (2) 収支予算書
  
  - (3) その他市長が必要と認める書類

第1号様式添付書類

収支予算書

収入の部

区 分	本年度予算額	備 考
	円	
計		

支出の部

項 目	本年度予算額	備 考
	円	
計		

※補助対象経費のみ記入

四日市市 第 号

住所  
名称  
代表者 様

四日市市施設園芸省エネ設備導入支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった四日市市施設園芸省エネ設備導入支援事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、四日市市施設園芸省エネ設備導入支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき通知します。

年 月 日

四日市市長 印

記

1. 補助金の額 金 円
2. 補助金の対象となる事業
3. 補助金の交付条件
  - (1) 補助金に関する法令、規則及び交付要綱に定めるところの条件に従わなければならない。
  - (2) 事業の変更又は、事業の遂行が困難なときは、速やかに報告すること。
  - (3) この補助金に係る帳簿及び証拠書類を補助事業終了の年次の次の年度から5か年整理保存しなければならない。
  - (4) 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命じることがある。
  - (5) この補助事業に係る一切のことについて、市が監査を行うことがある。

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者  
住所  
名称  
代表者

四日市市施設園芸省エネ設備導入支援事業計画変更承認申請書

年 月 日付け四日市市 第 号 で交付決定通知のあった事業について、下記のとおり計画を変更したいので、四日市市施設園芸省エネ設備導入支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき承認されたく申請します。

記

1. 補助金変更申請額 金 円

2. 変更の理由

3. 変更の内容



四日市市 第 号

住所  
名称  
代表者 様

四日市市施設園芸省エネ設備導入支援事業費補助金変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった四日市市施設園芸省エネ設備導入支援事業費の計画変更を承認したので、四日市市施設園芸省エネ設備導入支援事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、補助金の交付決定を下記のとおり変更します。

年 月 日

四日市市長 印

記

1. 変更決定額 金 円

2. 計画変更の内容

3. 補助金の交付条件

- (1) 補助金に関する法令、規則及び交付要綱に定めるところの条件に従わなければならない。
- (2) 事業の変更又は、事業の遂行が困難なときは、速やかに報告すること。
- (3) この補助金に係る帳簿及び証拠書類を補助事業終了の年次の次の年度から5か年整理保存しなければならない。
- (4) 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命じることがある。
- (5) この補助事業に係る一切のことについて、市が監査を行うことがある。

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者  
住所  
名称  
代表者

四日市市施設園芸省エネ設備導入支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け四日市市 第 号 で交付決定のあった四日市市施設園芸省エネ設備導入支援事業を完了（廃止・中止）したので、四日市市施設園芸省エネ設備導入支援事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金交付決定額 金 円
2. 添付書類
  - (1) 三重県施設園芸省エネ設備導入支援事業実施要領に基づく補助事業の実績報告書の写し
  - (2) 導入前後の写真
  - (3) 収支決算書
  - (4) 領収書等の支出が確認できる書類（写しでも可）
  - (5) その他

第5号様式添付書類

収 支 決 算 書

収入の部

区 分	本年度決算額	本年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

支出の部

項 目	本年度決算額	本年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

※補助対象経費のみ記入

四日市市 第 号

住所  
名称  
代表者 様

四日市市施設園芸省エネ設備導入支援事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで提出のあった四日市市施設園芸省エネ設備導入支援事業費補助金実績報告書については、四日市市施設園芸省エネ設備導入支援事業費補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

年 月 日

四日市市長 印

記

1. 補助金の確定額 金 円

2. 補助金の対象事業

第7号様式（第11条関係）

年 月 日

請 求 書

四日市市長

住所  
名称  
代表者  
（署名又は記名押印してください）

印

下記の金額を請求いたします。

金 \_\_\_\_\_ 円

但し、四日市市施設園芸省エネ設備導入支援事業費補助金